

災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定書(案)

災害時における緊急一時避難所(以下避難所という)としての使用に関し、ダイヤランド区民の会(以下「甲」という。)、株式会社HAKONE(以下「乙」という。)、および南箱根ダイヤランド株式会社(以下「丙」という。)との間において、以下の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、静岡県田方郡函南町南箱根ダイヤランドにおいて大規模な地震、台風、大雨、土砂崩れ等による災害が発生した、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難所としてダイヤランド住民(以下「住民」という)を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の指定及び住民への周知)

第2条 乙は、災害時における避難所として利用できる施設として、住民を受け入れることを承諾する。

2 甲及び丙は、この協定による施設を避難所として位置付け、協定内容を含め住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(使用施設)

第3条 乙は次に掲げる施設を避難所として住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

施設名称	HOTEL ALEXANDER
所在地	南箱根ダイヤランド 15-1001
所有者	株式会社 HAKONE

(使用範囲)

第4条 施設の避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	HOTEL ALEXANDER内 1階〇〇
使用床面積	約 〇〇〇 m ²
収容人員	約 〇〇 名

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築により、当該施設の面積等に変更が生じた場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲及び丙にその旨を連絡するものとする。

(避難所の開設)

第6条 甲及び丙は、次の場合、乙に対して第3条の施設を避難所として開設するように要請することができる。

- (1) 大規模な地震が発生した場合、台風、集中豪雨により浸水や土砂災害が発生した時や、気象警報が発令され災害発生の恐れがある場合等、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合。
 - (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- 2 前項の要請は、甲又は丙が乙に対し、文書(様式第1号)または口頭(電話連絡を含む)で行うものとする。
- 3 ただし、前項の規定によらず、緊急を要する事態が発生したと乙が判断し、避難所の開設を行った場合には、乙は甲及び丙にその旨を報告するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 避難所への避難者の誘導及び管理運営は、甲及び丙と乙は、誠意をもって臨機応変に対処するものとする。

- 2 甲及び丙は、乙の事業の妨げにならないよう、住民への周知徹底を図る。

(費用の負担)

第8条 当該施設を第4条に定める使用範囲において、避難所として使用した場合の施設使用料は無料とする。

- 2 第4条に定める使用範囲以外の客室等を使用したり、食事等の供与を受けた場合は、別途乙が定める費用を避難者が負担するものとする。

(使用期間)

第9条 避難所の使用期間は、第6条の開設から地震及び、浸水、土砂災害にかかる気象警報が解除される等、被害の恐れがなくなるまでの間とする。

(避難所の閉鎖)

第10条 避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲または丙は乙に対しその旨を連絡し併せて文書(様式第2号)にて通知する。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、各々以下の通りとする。

甲においては	区民の会・会長または、自主防災会長
乙においては	支配人または、副支配人
丙においては	代表取締役社長または、総務部長

(施設使用中の事故や病気に対する責任)

第12条 避難者が故意または過失により乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、当該避難者が責任を持って乙に対して損害の賠償にあたるものとする。

2 施設内で発生した避難者の事故または病気に対する責任を乙は負わないものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、期間満了の日(3月31日)の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも本協定を解除する旨の申出のない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例により処理していくものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲・乙・丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 月 日

甲 住所 静岡県田方郡函南町平井1740番地の227
氏名 ダイヤランド区民の会
会長 吉原 英文

乙 住所 静岡県田方郡函南町平井字南谷下1753番地の11
氏名 株式会社 HAKONE
代表取締役 鄒 積人

丙 住所 静岡県田方郡函南町平井1740番地の227
氏名 南箱根ダイヤランド株式会社
代表取締役 大塚

資料番号—管財134

令和 年 月 日

様式第1号

様

ダイヤランド 区民の会
会長 吉原 英文

一時避難所開設要請書

「災害時における一時避難所としての利用に関する協定書」に基づき、一時避難所の開設について、下記のとおり要請します。

日 時	令和 年 月 日 時 分
場 所	名 称 HOTEL ALEXANDER 住 所 南箱根ダイヤランド 15-1001
内 容	一時避難所の開設
そ の 他	

[要請担当者] 自主防災会長 藤田 宗久 ㊞
電話 090-4862-1225

資料番号—管財135

様式第2号

令和 年 月 日

様

ダイヤランド 区民の会
会長 吉原 英文

一時避難所使用終了連絡書

「災害時における一時避難所としての利用に関する協定書」に基づき、一時避難所としての使用終了について、下記のとおり要請します。

日 時	令和 年 月 日 時 分
場 所	名 称 HOTEL ALEXANDER 住 所 南箱根ダイヤランド 15-1001
内 容	一時避難所の閉鎖
そ の 他	

[要請担当者] 自主防災会長 藤田 宗久 ㊞
電話 090-4862-1225